

第一種動物取扱業の登録申請について

第一種動物取扱業の登録申請をされる方は、申請手数料を添えて、次の書類を提出してください。

- 申請に必要な書類
 - 1 様式第1 第一種動物取扱業登録申請書
 - 2 様式1 別記「第一種動物取扱業の実施の方法」（販売業と貸出業のみ）
 - 3 様式1 別記2「犬猫等健康安全計画」（犬猫等販売業者のみ）
 - 4 別紙2 動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7の2号までに該当しないことを示す書類
 - 5 飼養施設平面図
 - 6 飼養施設付近の見取り図
 - 7 重要事項説明職員一覧 ※2人以上いる場合
 - 8 動物取扱責任者の資格要件を確認する書類
（卒業証明書又は資格の認定証及び実務経験証明書（別紙2-2）又は飼養経験証明書（別紙2-3）等）
 - 9 登記事項証明書（申請者が法人の場合）
 - 10 役員の住所・氏名の一覧（申請者が法人の場合）
 - 11 必要な権現の証明書
（賃貸の場合は賃貸契約書等（写）、所有している場合には土地の登記簿謄本（写）又は固定資産税納付書（写））
 - 12 ケージやサークル等を使用する場合は、その立面図

- 申請手数料
 - 1 登録につき、北海道収入証紙 12,100 円（令和5年度現在）

- 申請書を受理後、飼養施設の現地調査があります。

※ 自宅での飼養経験での対応となる場合には、畜犬登録や狂犬病予防注射の接種など、各種関係法令を遵守していただいたこと確認させていただきます。
そのため、申請にあたっては、注射済み票などの写しも添付していただくこととなります。